

『新 農家の税金 第15版』に補足する「中小企業経営強化税制の創設」について（2018年1月10日）

本書41ページ、52ページ、および159ページに記載されている償却資産の特別償却や税額控除のほかに、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得した機械・設備等に係る特別償却および税額控除に関する税制が施行されましたので以下に掲載いたします。

対象、要件などいろいろクリアしなければならないことがあります。ご参考の上ご活用ください。

本来、本書に掲載すべきものでしたが、編集上の手違いにより掲載漏れになりましたこと、お詫び申し上げます。

中小企業経営強化税制の創設

1. 概要

この制度は、青色申告書を提出する中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、特定経営力向上設備等を取得し、国内の指定事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除を認めるものです。

特別償却の償却限度額は、普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、その取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。

税額控除限度額は、特定経営力向上設備等の取得価額の7%相当額（資本金3千万円以下の法人または個人事業者のみ10%）です。

2. 対象者

青色申告書を提出する中小企業者等である資本金1億円以下の法人（大規模法人に支配されるものを除きます）や常時使用者数が1,000人以下の個人事業者が、その設備を指定事業に使用した場合が対象です。

3. 指定事業

この制度の適用対象となる指定事業は、農業、林業、漁業、水産養殖業の他、製造業、建設業、鉱業、卸売業、小売業等があります。

（注1）電気業、水道業、娯楽業（映画業を除く）等は、対象になりません。

（注2）性風俗関連特殊営業に該当する事業については、対象になりません。

4. 対象設備

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、取得し事業に使用された次の設備です。

生産等設備（注 1）を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの（注 2）（以下「特定経営力向上設備等（注 3）」という。）とされています。

（注 1） 生産等設備とは、その法人の指定事業の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいい事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備福利厚生施設に係るもの等は該当しません。

（注 2） 「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいいます。

イ 機械装置 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの（農業用トラクタ等が該当します。）

ロ 工具及び器具備品 それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの

ハ 建物附属設備 一の取得価額が 60 万円以上のもの

ニ ソフトウェア 一の取得価額が 70 万円以上のもの

（注 3） 特定経営力向上設備等とは、中小企業等経営強化法に規定する次のイまたはロに該当する設備になります。

イ 生産性向上設備（A 類型と言います。）

次の（イ）及び（ロ）の要件を満たす機械装置、工具（測定工具及び検査工具に限る。）、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア（設備の稼働状況に係る情報収集機能及び分析指示機能を有するものに限る。）をいいます。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは次の（イ）の要件を満たすものになります。

（イ） 販売が開始されてから、機械装置：10 年以内、工具：5 年以内、器具備品：6 年以内、建物附属設備：14 年以内、ソフトウェア：5 年以内のものであること。

（ロ） 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均 1% 以上向上するものであること。

ロ 収益力強化設備（B 類型と言います。）

投資計画における年平均の投資利益率が 5% 以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいいます。

5. 適用を受けるための申請フロー

(1) 対象設備の選定

取得する予定の設備が、中小企業経営強化税制の対象設備であるかどうかを農機具メーカー等で確認します。

(2) 工業会等の証明書（A類型）・経済産業局の確認書（B類型）の取得

A類型とB類型で手続きが違います。

A類型の場合

工業会等（農機具メーカーを通じて日本農業機械工業会）に、その設備が生産性向上設備に該当するかの証明書を発行してもらいます。

B類型の場合

1 投資計画案の策定

2 税理士や公認会計士に投資計画案が要件を満たしているかの確認をしてもらい、事前確認書を発行してもらいます。

3 経済産業局に投資計画と事前確認書を提出して、確認書を発行してもらいます。

(3) 農政局（農政事務所）に経営力向上計画認定申請書等を提出します。

- ・経営力向上計画認定申請書（原本・写し1通ずつ）
- ・工業会等の証明書または経済産業局の確認書の写し
- ・経営力向上計画申請チェックシート

(4) 経営力向上計画の認定

農政局（農政事務所）が経営力向上計画認定申請書を受理してから、30日（事業分野が複数にわたる場合は45日）ほどで、経営力向上計画が認定され、認定書が発行されます。

(5) 対象設備の取得

認定を受けた経営力向上計画に基づく設備を取得し、事業に使用すれば、確定申告において即時償却や税額控除の優遇を受けられます。上記の証明書や認定書を確定申告書に添付します。

詳しくは、農機具メーカーや税務署、税理士にお尋ねください。